

## 山口県萩市及び広島県呉市で「信書便制度説明会」を開催 ～信書の定義、制度の概要、信書便事業の参入手続き等について説明～

中国総合通信局(局長:黒瀬 泰平)は、平成27年9月2日(水)山口県萩市「萩市民館」で、平成27年11月11日(水)広島県呉市「呉市海事歴史科学館(大和ミュージアム)」において「信書便制度説明会」を開催しました。

中国総合通信局では、平成16年度から毎年、信書便制度説明会を開催しております。平成27年度は、山口県萩市及び広島県呉市にて開催し、国の機関、自治体、各種団体をはじめ、運送事業者など、萩市の会場では27名、呉市の会場では32名の参加がありました。

講師の岡田信書便監理官から、最初に、「信書便制度の概要」、「文書集配の委託事例」と題し、信書の定義(知っておきたい信書のルール)、信書便制度の概要及び特定信書便事業について説明を行いました。続いて、信書便事業への参入に関心がある方を対象に、手続きについて説明を行いました。

説明後の質疑応答では、「市民向けの案内状は信書になるのか」、「写真等にメッセージを記載した場合などは信書に該当するのか、また、どう送付したらよいのか」、「特定信書便事業の委託は可能か」、「信書便物の取扱い方法について教えて欲しい」等の質問が寄せられるなど、信書便事業への関心の高さがうかがえるものとなりました。

中国総合通信局では、今後も引き続き、管内各地で信書便制度説明会の開催を計画し、信書便制度の概要や民間事業者の創意工夫で年々発展している信書便事業について、広く周知してまいります。

(参考)

総務省では、信書を適切に送っていただき、また信書便事業について知っていただくため、信書の定義や信書便制度などについて全国各地で説明会を行っています。平成26年度は15箇所で開催し、信書便事業者の利用を検討されている団体及び信書便事業への参入を検討されている団体等272団体350名の参加がありました。



萩市説明会の模様



呉市説明会の模様

連絡先  
信書便監理官  
(082)-222-3400